

オンライン取引取扱規程

第1条（本規程の趣旨）

この規程は、プレジアン証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンライン取引サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用及びこれに付随するサービスに関するお客様との取り決めであり、以下の条項に同意していただくものとします。

第2条（本サービスの利用）

お客様は当社と本規程及びその他契約事項等に同意し当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。

- 2 当社は前項の承諾をしない場合、お客様にその理由の開示をしないものとします。
- 3 本サービスは、当社が前項の申し込みを受け付け所定の手続を完了したとき以降に利用することができます。
- 4 本サービスのご利用に必要となる通信機器などは、お客様がご用意頂くものとします。

第3条（ID・パスワードの設定）

本取引のご利用に先立ち、当社はお客様にログイン ID 及びパスワードを設定いたします。お客様がお取引を行う際には、この ID 及びパスワードが必要になります。

- 2 ID 及びパスワードは本人のみが使用できるものとし、第三者への貸与、譲渡を禁止します。
- 3 当社は ID・パスワードをもってお客様の本人認証を行います。
- 4 お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができます。
- 5 当社が、ID 及びパスワードの一致を確認した場合、取引注文等は正当なる利用者によってなされたものとします。
- 6 ID・パスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。

第4条（法令等の遵守）

お客様及び当社は本サービスの利用に関して、この規程によるほか、法令並びに証券業協会及び証券取引所の諸規則を遵守するものとします。

- 2 外国の取引所における有価証券取引においては、当該取引所の定める諸規則及び当該取引所を管轄する法令を優先して遵守するものとします。但し、日本国の法令諸規則に抵触する場合はこの限りではありません。

第5条（本人確認）

当社は、お客様が本サービスを利用される口座(以下「口座」といいます。)を開設される際、および口座の開設後において、適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規

則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。

第6条（通知の効力）

お客様が当社に届け出た住所、電子メールアドレス宛に、当社が行った諸通知が、転居や不在、変更など当社の責めに帰すことができない理由により延着し、または到着しなかった場合は、通常に到着すべき時に到着したものととして取扱うことができるものとします。

第7条（自己責任）

お客様は、証券取引のリスクおよび本サービスの特殊性を理解した上、本利用規程の内容を十分把握し、自らの責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第8条（手数料）

お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文の執行に関する手数料を当社に支払うものとします。

第9条（利用時間）

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第10条（取引の種類）

当社が本サービスを利用した売買注文を受け付ける取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

第11条（取引銘柄）

当社が本サービスを利用した売買注文を受け付ける銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。

2 前項で定めた銘柄のうち、証券取引所が売買を規制している銘柄については本サービスの利用ができない場合があります。

第12条（取引数量の範囲）

お客様が本サービスを利用して売買注文を委託できる範囲は、当社がお客様からお預かりしている金額（金額の計算は当社の定める方法によって行います。）及び当社の定める範囲内において規定します。

2 前項にかかわらず、お客様の取引注文について、当社の定める数量に制限することができるものとします。

第13条（取引回数）

証券取引所等において取引が行われる日における、お客様が行う同一銘柄の取引注文の回数

を当社が定める回数の範囲内に制限することができるものとします。

第 14 条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用した売買注文の受付は、お客様の注文入力情報を当社が受信した時点とします。

第 15 条（注文の有効期間）

お客様が本サービスを利用して委託された売買注文の有効期間は、商品ごとに別途当社が定めるものとします。

第 16 条（注文の取り消し、変更）

お客様が本サービスを利用して委託された売買注文は、当該注文の約定成立前に限り注文の取り消し又は、変更が行えるものとします。ただし、注文の変更について、お客様の変更内容如何によっては、注文の変更入力が行えない場合があり、その場合は、当該注文の取り消しをされ、当該注文の取り消しが完了した後、再度新しい注文を行うものとします。

第 17 条（注文の執行）

お客様が本サービスを利用して委託された売買注文は、当社が本サービスにより受け付け相当の時間内に執行するものとします。

2 本サービスを利用した売買注文の締め切りは、別途当社が定めるものとします。

3 当社は売買注文が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の執行を行わないものとします。

- (1) お客様が委託された売買注文が本規程の第 10 条、第 11 条、第 12 条、又は第 13 条に違反する場合
- (2) お客様の指値注文が証券取引所等の値幅制限を超える場合
- (3) お客様の取引口座に証拠金の不足が発生している場合
- (4) お客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
- (5) 取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合
- (6) その他不可抗力の事態により、当社において注文執行ができない場合

4 当社は、前項の事由により注文執行を行わなかったことによる損害については、一切その責任を負わないものとします。

第 18 条（注文及び約定の照会）

本サービスを利用して委託された売買注文の内容、売買注文の約定確認及び売買注文の約定不成立の確認は、お客様ご自身が本サービスを利用して照会いただくものとします。

第 19 条 (情報利用の制限)

本サービスに係る一切の情報は、お客様は自らの取引にのみ使用するものとし、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 情報を営業目的で使用するはもちろん、第三者に提供すること並びに他のものと共同で使用すること。
- (2) 情報を第三者に提供する目的で、加工、再利用、又は配信すること。

2 当社は、前項に違反していると判断した場合、お客様による本サービスの利用を停止するものとします。なお、本サービスの停止によりお客様に損害等が発生した場合はすべてお客様の負担とし、お客様は当社及び証券取引所に請求は行わないものとします。

第 20 条 (取引内容の確認)

本サービスの利用にかかる注文内容についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第 21 条 (操作方法の錯誤)

お客様が本サービスを利用して行った取引は、お客様の真意に基づいていない取引の場合でも、当社がお客様の操作に従って行った取引については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 22 条 (本サービス利用の禁止)

当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスのご利用をお断りすることがあります。

第 23 条 (サービス内容の変更)

当社は、お客様に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容を変更または中止することがあります。

2 前項のサービス内容の変更または中止によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。

第 24 条 (金銭の入出金)

お客様が当社に金銭を預け入れる場合は、当社が指定する金融機関へのお振込みをいただくものとし、当社はお振込みによる入金を確認後、お客様の取引口座へ入金するものとします。

2 前項のお客様による入金の確認は、当社より「入金のお知らせ」をメールにて送信することで確認していただくものとします。

3 お客様が当社に預けている金銭を引き出すときは、当社ホームページ、お客様ページログイン

後の「出金・ドル変換指示画面」を通じて行うこととします。

4 お客様の口座からの出金は、あらかじめお届けいただいた銀行等の金融機関への振込みによるものとします。

第 25 条（機器の障害）

お客様の使用にかかる端末機器等に障害が発生した場合には、お客様の責任において復旧に努めていただくものとします。

第 26 条（本サービスの変更、中止、制限）

当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または中止することがあります。

2 当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスの利用を制限することがあります。

(1) 当社が、お客様の本サービスの利用において通常の範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合。

(2) お客様が第 5 条の本人確認に応じない場合

(3) お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合。

(4) 当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預かり資産の状況等を鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合。

(5) お客様が第 27 条第 1 項第 2 号から第 15 号に該当する恐れがあるものと当社が判断した場合。

(6) その他お客様による本サービスの利用が不適當であると当社が判断した場合。

3 前2項の本サービスの変更、中止または制限によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責めを負わないものとします。

第 27 条（解約）

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合、お客様の口座を解約できるものとします。

(1) お客様が当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出た場合。

(2) 当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し本サービスの提供を終了した場合。

(3) お客様の取引が公正な市場の価格形成に弊害をもたらしている、またはその恐れがあると当社が判断した場合。

(4) お客様が本取扱規程、その他の規程等、また法令諸規則等に違反した場合。

(5) お客様が支払期日までに支払うべき金銭を支払わない場合。

(6) お客様が当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(7) お客様が当社の業務運営、維持を妨げる行為をした場合。

(8) お客様が当社に対し、脅迫的な言動をし、または暴力行為をした場合。

(9) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当する

と認められ、当社が解約を申し出た場合。

- (10) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
- (11) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。
- (12) お客様よりお預かりする資産の全部又は一部が、お客様の犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断したとき。
- (13) お客様が当社の定める範囲内および期間内に本サービスを利用されない場合。
- (14) お客様が第 5 条の本人確認に応じない場合。
- (15) お客様が当社へ届出事項について虚偽の届出を行ったことが判明したとき。
- (16) お客様が第 32 条に定めるこの規程の変更に同意しない場合。
- (17) お客様が第 29 条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となった場合。
- (18) その他当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。

2 本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預かりしている金銭を、当社の定める方法によりお客様に返還します。

3 口座が解約された場合、法令諸規則及び当社所定の方法により、お客様の口座を抹消します。

4 口座の解約によりお客様に生じた損害に対して、当社はその責めを負いません。

第 28 条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じるお客様及び第三者の損害については、その責めを負わないものとします。

- (1) お客様の認証番号をお客様自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届けられている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた本サービスの利用により生じた損害
- (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器等の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害
- (3) 本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害等につき当社の故意または重過失に起因するものでないもの
- (4) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合又は、誤った発注となった場合に生じた損害。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失に関わらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響のないものとします。
- (5) 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法について

の誤解や理解不足等により生じた損害

(6) 事由の如何にかかわらず、お客様の口座番号、パスワード又は取引情報が漏洩し、盗用された場合において生じた損害

(7) 当社営業時間外にお客様の取引システムにおいて、パスワードを数回間違っ て入力したことにより取引システムへのログイン制限が生じた場合の損害

(8) 電信、郵便または他金融機関の誤謬、遅延等当社の責めに帰することができない事由により生じた損害

(9) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、お預かりした金銭を返還しなかったことにより生じた損害

(10) 当社が本サービスの利用を制限、中断したことによる損害

(11) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は委託の手續等が遅延し、又は不能となった場合において生じた損害

(12) 本利用規程第 22 条及び第 32 条の規定によるもの

(13) 法令諸規則等により当社が不当と判断した取引により生じた損害

(14) その他、お客様の損害に関して法令諸規則等により当社に過失がないと判断される場合

第 29 条（届出事項の変更）

お客様は予め当社に届け出ている事項に変更があった場合には、遅滞なく当社所定の様式により変更の内容を届け出るものとします。

2 前項の届出を当社が手続を行う前に、お客様が行った売買取引、その他一切の行為は変更前の内容にて効力を有するものとし、それらの行為により損害が発生した場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 30 条（他の規程、約款の適用）

この規程に定めのない事項及び個別商品の取引については、当社における他の規程により取扱います。

第 31 条（合意管轄）

お客様と当社のオンライン取引に関する訴訟の必要性が生じた場合、当社は、当社本店所在地管轄の地方裁判所、又は簡易裁判所を指定できるものとします。

第 32 条(本規程の変更)

本規程は、法令諸規則等の変更又はその他変更の必要が生じた場合、予告なく変更されることがあります。

2 変更の内容が、お客様の従来 の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであ

るときは、その内容をご通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

3 前項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

平成 22 年 7 月現在